

## 福岡県共通事務用封筒広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県(以下「県」という。)が本庁で使用する共通仕様の事務用封筒(以下「封筒」という。)に掲載する広告(以下「広告」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告内容の制限)

第2条 広告は、県行政の公共性、信頼性及び品位を損なうおそれがなく、かつ県民に不利益を与えないものとし、次のいずれかに該当又は該当するおそれがあるものは掲載しないものとする。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見広告、比較広告及び名刺広告又はこれらに類するもの
- (4) 誇大又は虚偽であるもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 第三者を誹謗、中傷又は排除するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に基づく貸金業に関するもの
- (9) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの
- (10) その他封筒に掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

### (広告主の範囲)

第3条 次のいずれかに該当するものは広告主(広告を掲載する者をいう。以下同じ。)としないものとする。

- (1) 県の入札参加資格において、指名停止措置を受けている者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 法令、規則等に基づく命令等に違反している者
- (4) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) その他広告主として適当でないと県が認める者

### (広告の募集方法)

第4条 広告は、県ホームページにより公募するものとする。

### (広告の規格等)

第5条 広告の枠数及び規格等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載場所 封筒裏面の所定の位置
- (2) 枠数 角2及び長3に各3枠
- (3) 1枠の大きさ 角2 縦7cm×横20cm  
長3 縦5cm×横10cm
- (4) 使用色 1色(使用色は別途県が指定する)
- (5) 予定使用数量 過去数年の使用実績等を勘案して別に定める。
- (6) 募集単位 角2及び長3の各1枠を1セットとする。
- (7) 募集数 3セット

### (広告の掲載期間)

第6条 広告は、年度ごと一年間に県本庁で印刷発注する封筒に掲載する。ただし、県は広告掲載封筒の発注枚数が予定使用数量に達した場合は、年度中途でも広告の掲載を中止することができる。

- 2 前項に定める期間に、予定利用数量に達しなかった場合でも期間の延長は行わない。
- 3 広告を掲載した封筒は、当該年度を超えて使用することができる。

(広告の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者(自己の広告の掲載を希望する事業者をいい、以下「広告掲載希望者」という。)又は広告代理店は、福岡県共通事務用封筒広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を知事に提出するものとする。

2 2セット以上の申込を行う場合は、1セットごとに申込書を提出するものとする。

なお、同一広告掲載希望者又は同一広告代理店による申込セット数は3セットを上限とする。

3 第1項により申込みを行う広告代理店は、広告掲載を予定している事業者について、事業概要及び広告の内容等を申込書に記載しなければならない。

(広告主の決定等)

第8条 知事は、広告掲載希望者又は広告代理店が提出した申込書に記載された内容が、第2条の規定に基づき、掲載する広告として適当であると認めるもので、申込価格が県が別に定める最低申込金額以上のもののうち、申込書ごとの申込価格が高い順に順位を定める。

2 前項の規定により順位を定める場合において、申込価格に同額のものがあるときは、抽選により順位を定める。

3 知事は、前2項により順位を定めた後、当該申込みに係る1位から3位までの広告掲載希望者又は広告代理店に対し、この順位を書面で通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた1位から3位までの広告掲載希望者又は広告代理店は、県が別に定める期日までに以下の区分に従い、定められた書類を提出しなければならない。

(1) 広告掲載希望者

・第3条第2号に該当しないことを証明する書類

(2) 広告代理店

・第3条第2号に該当しないことを証明する書類

・福岡県共通事務用封筒広告掲載広告主報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)

・報告書に記載された事業者が第3条第2号に該当しないことを証明する書類

5 広告代理店は、報告書に記載する事業者及び広告の内容等について、既に知事に提出された申込書に記載した内容から大幅に変更してはならない。

6 知事は、第4項で定める書類のほか、次項に定める確認の手続きに必要な書類があるときは、当該広告掲載希望者又は広告代理店に対し、当該書類の提出を求めることができる。

7 知事は、第4項及び第6項の規定に基づき提出された書類等により、広告掲載希望者又は報告書に記載された事業者が、第3条各号に該当しないことを確認し、広告主及びその広告掲載を決定する。

(広告主の決定の通知等)

第9条 知事は、広告主及びその広告掲載を決定したときは、速やかに、前条第1項及び第2項により定めた順位を付した上で、広告掲載希望者又は広告代理店に通知する。

2 広告の掲載場所は、前条による順位が1位のものから順に選択する。

3 広告掲載希望者又は広告代理店が2セット以上の申込みを行った場合で、複数枠の広告掲載が決定し、前項の規定により決定した掲載場所が隣接するときは、広告枠を結合して一の広告を掲載することができるものとする。

(広告原稿の提出)

第10条 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告主又は当該広告主に係る広告代理店の負担とする。

2 広告主又は当該広告主に係る広告代理店は、県が指定した期日までに広告の原稿を提出しなければならない。

3 県は、提出された広告の原稿について適当でないと認めるときは、期日を定めて修正及び再提出を求めることとし、広告主又は当該広告主に係る広告代理店は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(広告の掲載料)

- 第11条 広告の掲載料について、広告主又は当該広告主に係る広告代理店は当該年度6月末日までに、県が発行する納入通知書により一括して納付するものとする。
- 2 県は、第6条第1項の規定に定める期間内の封筒発注枚数が予定使用数量に達しなかった場合でも、掲載料は返還しない。
- 3 県の責により広告掲載を中止した場合を除き、納入された掲載料は返還しない。

(広告掲載の中止)

- 第12条 県は、掲載中の広告について第2条各号に該当することとなった場合、又は広告主が第3条各号に該当することとなった場合は、広告掲載を中止することができる。
- 2 前項の場合において、県は損害賠償の責を負わない。

(広告主等の責務)

- 第13条 広告主及び当該広告主に係る広告代理店は、広告掲載に関する一切の責任を負うものとし、自らの責による広告掲載中止等に伴う経費を負担するものとする。
- 2 第12条第1項の規定により、広告掲載が中止された場合、広告主及び当該広告主に係る広告代理店は、県が既に作成して未使用の封筒について、同程度の数量の別封筒を県に提供するものとする。
- 3 第8条第3項の通知を受けた広告掲載希望者又は広告代理店は、理由の如何にかかわらず、県に対し第11条第1項に定める広告掲載料を支払わなければならない。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行し、平成22年度分の広告から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年12月14日から施行し、平成23年度分の広告から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年12月9日から施行し、平成26年度分の広告から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成30年度分の広告から適用する。

福岡県知事 へ

## 福岡県共通事務用封筒広告掲載申込書

福岡県の共通事務用封筒に広告を掲載したいので、福岡県共通事務用封筒広告掲載要綱により、次のとおり申し込みます。

|         |       |   |
|---------|-------|---|
| 申込年月日   | 年 月 日 |   |
| 申込者所在地  | 〒     |   |
| 名称（氏名）  |       | 印 |
| 代表者職氏名  |       |   |
| 担当者氏名   |       |   |
| 連絡先電話番号 | （ ） — |   |
| 申込価格    | 円     |   |
| 広告の内容   |       |   |

(注)

- 1 申込価格は、消費税及び地方消費税を含みます。金額の訂正はできません。
- 2 申込書には、事業者等の概要が分かる資料を添付してください。
- 3 広告の内容は、概要を記載してください。
- 4 広告代理店が申込みを行う場合は、広告の内容欄に、掲載を予定する事業者について、事業概要及び広告の内容等を記載してください。
- 5 広告の内容が福岡県共通事務用封筒の広告としてふさわしくない場合は、変更をお願いする場合があります。また変更のお願いに従っていただけない場合には、広告をお断りする場合があります。
- 6 2セット以上の広告掲載を希望する場合は1セットごとに申込書を提出してください。なお、同一広告掲載希望者又は同一広告代理店による申込セット数は3セットを上限とします。

年 月 日

福岡県知事 あて

## 福岡県共通事務用封筒広告掲載広告主報告書

先に申込みを行った福岡県共通事務用封筒の広告掲載について、以下の事業者を広告主とすることを希望しますので、次のとおり報告します。

|            |                             |   |
|------------|-----------------------------|---|
| 広告代理店名     |                             | 印 |
| 代表者職氏名     |                             |   |
| 広告主事業者名    |                             |   |
| 広告主所在地     | 〒                           |   |
| 広告主代表者職氏名  |                             |   |
| 広告主担当者氏名   |                             |   |
| 広告主連絡先電話番号 | (            )            - |   |
| 広告の内容      |                             |   |

(注)

- 1 報告書には、広告主事業者等の概要が分かる資料を添付してください。
- 2 広告の内容は、概要を記載してください。
- 3 広告の内容が福岡県共通事務用封筒の広告としてふさわしくない場合は、変更をお願いする場合があります。また変更のお願いに従っていただけない場合には、広告をお断りする場合があります。
- 4 要綱第8条第3項により、2セット以上の順位決定通知を受けている場合には、1セットごとに報告書を提出してください。